チェコ
11 月の動き

改正労働法、12 年 1 月施行へ　―労使関係の柔軟化目指す―

クラウス大統領は 11 月 16 日、労働法改正法に署名した。労働市場の柔軟化を目的に、管理職の試用期間延長、期限付き労働契約最大期間の延長などを定めたもので、産業界は歓迎している。

＜雇用機会創出意欲を高める＞

改正法は 2012 年 1 月から施行される。主な変更内容は表のとおり。

項目	現行法	改正法
解雇理由となり得る項目	組織上、健康上の理由、極端な義務不履行など限られる	追加：病欠期間最初の 21 日間（雇用者の病欠手当負担期間）に、被用者が治療・療養条件に違反していることが発覚した場合
組織上の理由から解雇する場合の退職金	一律平均賃金の最低 3 カ月分	勤続年数が 1 年未満＝最低 1 カ月分、1～2 年＝最低 2 カ月分、3 年以上＝最低 3 カ月分
被用者側から退職する場合の退職金	深刻な健康上の理由、あるいは雇用者の賃金未払いによる即刻退職の場合、平均賃金の最低 3 カ月分	規程なし（支給義務なし）
超過勤務手当	管理職に限り、超勤分も考慮し、これを含めた賃金で契約を結ぶことが可能	・被用者に対して、年間最大 150 時間分の超勤を考慮し、これを含めた賃金で契約を結ぶことが可能。 ・管理職に対しては、以下の条件内における超勤分を考慮した賃金で契約を結ぶことが可能 *最大連続する 26 週間（団体契約の場合 52 週間）において、その週当たりの平均超勤時間が 8 時間を超えてはならない。
試用期間	最高 3 ヶ月間（被用者全員が対象）	管理職に限り、最高 6 カ月まで延長可能
前年からの繰越年次休暇	繰り越された休暇が次年度中にも消化されなかった場合には、この分の休暇権利は失効する。	規程なし（失効しない）
期限付き労働契約	・期限付き労働契約の最大期間は 2 年間 ・期限後、半年経てば再び同じ被用者と契約を結ぶことができる。この行為は何度繰り返してもよい。	・期限付き労働契約の最大期間は 3 年間 ・同じ被用者と契約更新は最高 3 度までに限られる。ただし契約期限後、即刻更新可（半年の間をおかなくてもよい）。
職務遂行契約	・職務遂行契約による、1 雇用者当たりにおける職務遂行時間は最大年間 150 時間 ・報酬は所得税課税対象であるが、社会・健康保険料支払対象ではない。	職務遂行契約による、1 雇用者当たりにおける職務遂行時間は最大年間 300 時間 ・報酬額が 1 万コルナを超える場合には、会社・個人負担社会・健康保険料支払の対象となる。
同業他社への転職	退社後一定期間における同業他社への就職禁止に対する報酬は、1 カ月分の平均賃金以上	退社後一定期間における同業他社への就職禁止に対する報酬は、半月分の平均賃金以上
雇用者変更による被用者の退職	規程なし	（社主変更などで）雇用者が変更したことに関連し、被用者が退職する場合、遅くとも変更開始日の前日までに雇用契約は終了する。
会社間での一時的な従業員貸借	人材派遣会社を通してのみ可能	ある企業で 6 カ月以上勤務した社員については、一時的に他の会社で勤務させることが可能。契約は派遣元の雇用者が結び、一時的派遣者に関する人件費は全て派遣元企業が負担し、後に派遣先企業に請求される。賃金条件は、派遣元企業におけるものと同等あるいはそれ以上でなければならない。

政府は、改正の目的について、「労使関係をより柔軟化し、かつ雇用者の新規雇用機会創出への意欲を高めること」と説明している。

またドラーベク労働・社会福祉相によると、

改正法は条文表現をより正確に、厳密にすることにより、企業および従業員の解釈の食い違いを避けたものになっている。「国内には労働法の対象になる被用者が 400 万人、さらに数十万もの雇用者が存在する。今回の改正法は、できるだけ関係各者に理解されやすい言葉を使っている」。

＜産業界は歓迎、野党と労組は反発＞

国内企業団体は、今回の改正に賛意を表明している。

チェコ産業連盟のハナーク会長は「改正法は、われわれが長年にわたって要求してきた、管理職の試用期間の延長、従業員の一時的貸借条項などを含んでいる。雇用者にとって重要なのは、改正法が労働市場の柔軟性を高めていることで、これはチェコ企業の競争力増大にもつながる」と歓迎している。

一方、野党と労働組合は反対を表明。特に企業が被用者を解雇できる条件に、病欠期間の療養規則違反を追加したことについて「憲法の基本的人権と自由保障条項に違反している」と批判し、憲法裁判所への告訴も辞さないとしている。

これに対して、ドラーベク労働・社会福祉相は「最初の 21 日間は病欠補助金を企業が負担している。従って従業員がこのことを意識して行動しなければ、会社に損害を与えることになりかねない」と正当性を主張している。

労働法とともに、雇用法も改正され、後者は大統領が 11 月 22 日に署名した。これにより、12 年から、失業補助金受給者が、受給開始から 3 ヵ月目以降、市町村当局の指定する公共サービス労働（公道清掃など）に従事しない場合には、補助金受給資格を剥奪されることになる。

VAT 軽減税率 4%引き上げ決定

クラウス大統領は、11 月 22 日、付加価値税法改正法に署名した。これにより 2012 年 1 月 1 日に VAT 軽減税率を現在の 10%から 14%に引き上げられ、更に 2013 年には基本税率（現在 20%）と軽減税率が 17.5%に一本化される。

＜懸念される食料品価格の上昇＞

来年 4%と大幅に VAT が引き上げられることとなった、軽減税率対象の商品、サービスは以下のとおりである。

商品	サービス
食品、飲料（アルコール飲料を除く）、生きている動物、飼料	軽減率対象となる医療機器、器具の修理
生花、樹木など植物	上水供給、下水処理
医薬品	各自治体における廃棄物収集、運搬
乳児用おむつ	公共交通機関
書籍、新聞、雑誌類	宿泊サービス
医療機器とその部品、病人・障害者用特殊器具	自宅におけるベビーシッター、病人・老人介護
車内で使用するベビー・シート	博物館、その他文化イベント、動物園・植物園、史跡、ジム、フィットネスセンター、レクリエーション・センター等（への入場）
薪材、のこくず、木くず	葬儀

商業・観光業者連盟のユラチカ会長は、軽減税率引き上げは特に食料品の値上げという形で表れるであろうと述べている。「現状においても、小売店の利益は売上の 1%程度にすぎない。よって VAT 引き上げ影響を緩和する余裕は全くない。それでなくてもエネルギー、運送のコスト高で利益が減少している状況である。よって小売店は食品価格を最低でも VAT 引き上げ分は値上げする必要がでてくるのである」と同会長は説明している。

＜年金改革の歳入減を補填＞

政府は、この VAT 改正により、予算歳入は

2012 年につき 210 億コルナ、2013 年以降 220 億コルナ増大すると予想、この増額分を年金保険赤字の補てんに利用すると説明している。

VAT 改正法と同時に補助年金制度に関する法律も草案され、成立しているが、ここでは赤字増大傾向にある国家年金保険と平行して、国家年金保険料の一部+グロス賃金の 2%を民間の年金基金へ移行する制度（但し移行は任意）の導入が定められている。この民間基金への移行による国家年金保険への歳入減額は年間 200 億コルナと予想されているが、これを VAT 引き上げによる税収で補う考えだ。

これに対して国内第 2 の連合労働組合組織、独立労働組合連盟（ASO）のドゥフェック会長は、「年金保険赤字の補てんは、年金保険を国家予算から切り離し、これに国営企業から得られる国の利益を注入することによって行うことが可能」として、VAT 軽減税率引き上げに反対を表明した。

野党も、VAT 軽減税率の引き上げは、特に子供のいる低所得層の家計に多大な負担を与えるものとして、激しく批判している。同法案は、野党が過半数を占める上院では予想どおり否決され、下院に戻されたが、与党が過半数を占める下院がこれを覆す形で再可決された。

子供のいる低所得層への負担に関しては、政府は、「所得税算出上の、扶養する子供一人当たりの控除額を年間 1,800 コルナ引き上げる」旨が同法案内で定められている点を指摘している。

一方、チェコ産業連盟は、VAT 引き上げにより予想される企業への悪影響として、賃金上昇への圧力増大、および小売価格の上昇による内需の低下を挙げている。国内経済アナリストは、この内需低下により国内経済成長テンポが減速し、来年の GDP 成長率 1%引き下げる結果となるであろうと予想している。

＜政府側は VAT の更なる引き上げに言及＞

VAT 軽減税率引き上げによる増収は、既に 2012 年予算案に反映されている。しかしながら昨今のギリシャ、および他のユーロ圏における情勢を考慮し、ネチャス首相は、「来年のチェコ経済成長率が、予算案作成基準値である 2.5%を下回ることが懸念された場合には、2012 年中に、医薬品と書籍以外に関しては、全て VAT を一律 19%とすることも可能性として検討していると公言している。

基本的に今回の VAT 改正案を容認するとしているチェコ経済会議所は、今回決定した一律税率 17.5%を超えるレベルでの一律化には反対を表明している。同会議所のクジェル会頭は、「EU 内における経済状況が更に悪化したとしても、チェコは増税に頼らずにすむほどの資金力を持っている。経済成長鈍化状態において、増税を断行することは、国内企業、そして国内経済そのものに悪影響を与えることになる」と述べている。

政治・経済日誌

1 日●財務省によると、10 月末現在の財政収支は 1,051 億コルナの赤字。

●取引信用保険会社・Atradius 社が実施した企業の支払いモラル調査結果によると、今年のチェコ企業間請求書支払日は、請求書発行後平均 39 日後で、昨年より 2 日間短縮されている。

2 日●企業調査会社・CEKIA が作成した、2010 年 EVA（経済付加価値）による国内企業ランキング・トップ 100 によると、1 位はテレフォニカ O2、2 位 T モバイル（いずれも携帯電話オペレーター）、3 位はダルキア（エネルギー供給）であった。昨年まで 1 位であったチェコ電力（CEZ）は最下位の 100 位に転落。

3 日●中銀、その GDP 成長率予測を、2011 年については 2.1%から 2.0%に、2012 年 2.2%から 1.2%に、2013 年 3.8%から 2.7%にそれぞれ下方修正した。

●自動車輸入者連盟によると、1～10 月の国内乗用車（新車）売上台数は 142,343 台で、前年同期比 2.5%増。メーカー別ベスト 3 は、シュコダ 44,002 台、フォルクスワーゲン 12,410 台、フォード 11,661 台、またモデル別ではオクタビア（シュコダ、20,060 台）、ファビア（同、13,543 台）、フォーカス（フォード、4,158 台）となっている。

4 日●チェコ経済新聞の報道によると、現在法務省は商業登記に関する法律の改正案を草案中。これは会社設立手続きの簡素化を目的としたもので、現行法では裁判所で申請が義務づけられている登記を、公証人も行えるようになる。ポシピーシル法相は「この法律改正案が施行されれば、会社設立手続きを 20 分で行うことが可能になる」と述べている。（出所：Hospodářské noviny、記者名：Jan Klesla）

●ドイツ経済研究所の発表を基に、チェコ経済新聞が報道したところによると、2010 年のチェコの鉱工業部門における労働者 1 人・1 時間当たりの労働コストは 9.32 ユーロで、調査対象 42 カ国中 25 位であった。24 位はポルトガル（10.45 ユーロ）、26 位はスロバキア（8 ユーロ）となっている。最高はノルウェーで 49.5 ユーロであった。

●統計局によると、第 3 四半期の失業率は 6.6%（ILO 方式）で、前年同期比 0.5%減少、2009 年第 2 四半期以降最低を記録した。

●統計局によると、国内被用者数全体に対する、工業部門における労働者数の占める割合は 26.5%で、EU 内で最も高い。EU 平均は 15.8%。また建設部門における労働者数も 8.9%で、EU 諸国中第 5 位となっている（EU 平均＝7.5%）。一方、医療、教育部門における被用者数はそれぞれ 5.9%、6.6%で、EU 平均（7.4%、10.4%）を大きく下回っている。

●統計局によると、第 2 四半期における国内自営業者数の、全労働人口に対する割合は 17%で、EU 諸国中ギリシャ、イタリア、ポーランド、ルーマニアに次いで 5 番目に高い。これに関して同局は、ポーランド、ルーマニアの自営業者の割合が高いのは、個人で農業に従事している人の数が多いのが要因であるが、チェコにおいては「自営業許可」を基に、企業で働いている人も「自営業者」に含まれるためと分析している。

6 日●英国シンクタンクのレガトゥム研究所が発表した 2011 年各国繁栄指数で、チェコは 110 カ国中総合 26 位であった。基準別では、チェコは「安全」において比較的高く評価されており 21 位、逆に「個人の自由」では 40 位と低い。また「経済基盤および教育」では 31 位となっている。総合 1 位はノルウェー、日本は 21 位。また近隣諸国では、ポーランド 28 位、スロバキア 32 位、ハンガリー36 位となっている。

●下院、上院が戻した労働法改正案、付加価値税法改正案を最終的に可決。

7 日●統計局によると、1～9 月の貿易収支は 1,357 億コルナの黒字。黒字額は前年同期比 381 億コルナ増大した。

●統計局によると、9 月の工業生産は前年同月比 2.5%増で、前月の 5.9%より減速した。主な原動力となったのは自動車部門で、22.1%と大幅に増大している。

●統計局によると、9 月の建設工事は前年同月比 6.7%減。

8 日●統計局によると、9 月の小売売上は前年同月比 0.5%減（前月比 0.6%減）。品目別でも前年同月比で増大を記録

したのは自動車売上（3.7％増）のみで、他の品目は全て減少した。

●統計局によると、第 3 四半期に国内宿泊施設を利用した外国人観光客の数は 2,170,552 人で、前年同期比 5.1％増。

●労働・社会福祉省によると、10 月の失業率は 7.9％で、前月の 8％よりやや減少した。

9 日●人材関連コンサルティング会社・Mercer がグローバル企業 329 社を対象に実施した調査結果によると、チェコ国内においては来年平均約 3％の賃上げを予定していることがわかった。

●コツォウレク産業貿易相、首相に辞表を提出、首相は 14 日で辞任することでこれを受理した。同相は 2008 年に母親名義の口座を通して 1,600 万コルナを不正に入手した疑惑がメディアで報道されており、本日これを説明するため記者会見を開いたが、満足する説明をできないまま、同日中に辞表を提出することとなった。ネチャス首相は、後任人選については現在検討中と述べた。

●統計局によると、10 月の消費者物価上昇率は、前年同月比 2.3％、前月比 0.3％。アナリストは、特に食品、ノンアルコール飲料の価格が大幅に上昇している事実を指摘、これは来年 1 月付けでの VAT 軽減率引き上げの影響が既に表れ始めているためと分析している。

●内閣、来年 1 月より高速道路使用料（ステッカー）を 25％引き上げると発表。これにより年間使用料は 1,200 コルナから 1,500 コルナとなる。

10 日●シュコダ・オートの 1～10 月の全世界売上台数は 741,800 台で、前年同期比 16.2％増。

11 日●中銀、財政収支赤字 GDP 比予測値を 2012 年については 3％から 3.4％に、2013 年は 2.8％から 3.5％にそれぞれ上方修正した。

●統計局によると、2010 年の国内企業被雇用者 1 人当たりの労働コストは 1 カ月平均 33,418 コルナで、前年比 829 コルナ上昇した。地方別ではプラハが最も高く 42,491 コルナ、最低はカルロビ・バリ地方の 27,541 コルナとなっている。また業種別では、金融・保険が最高で 63,762 コルナ、最低はホテル・レストランの 17,762 コルナであった。

14 日●クラウス大統領、コツォウレク産業貿易相の辞表を受理。後任の名は発表されていない。

●支持政党に関する世論調査の結果、1 位はチェコ社会民主党（CSSD）で支持率 25.7％、2 位は市民民主党（ODS）で支持率 14.7％であった。以下 TOP09、ボヘミア・モラビア共産党（KSCM）（支持率共に 11％）となっている。この支持率を下院議席数に換算すると、CSSD＝81 議席、ODS=49、TOP 09, KSCM=各 35 となる。

●統計局によると、国内の農業就業人口は、1948 年当時は 130 万人であったのに対し、昨年 2010 年は 132,000 人で、ほぼ 1/10 に減少した。

15 日●統計局の速報によると、第 3 四半期の GDP 成長率は前年同期比 1.5％、前四半期比 0％であった。アナリストは、内需が減少傾向にある現在、成長牽引力要素は対外貿易のみで、これもユーロ圏の状況を鑑みれば減速が予想されるため、チェコ経済成長率は来年に向けて更に落ち込むとみている。

●ネチャス首相、新産業貿易相を現南ボヘミア州副知事のマルチン・クバ氏（ODS、38 歳）とする旨を発表。クバ氏はプラハ・カレル大学医学部卒。産業貿易相に選ばれた理由に関しては、「テメリーン原発のある南ボヘミアの行政に関わってきたことが影響し

ている」と述べている。

16 日●自動車工業会によると、1～10 月の国内自動車生産台数は前年同期比 12%増大し、100 万台を突破（100 万 2,000 台）した。うち乗用車生産台数は 997,506 台で、前年同期比 107,960 台増大。シュコダの生産台数は前年同期比 19%、ヒュンダイは 21%増となっている。

●クラウス大統領、新産業貿易相にマルチン・クバ氏を任命。

18 日●OECD、チェコの GDP 成長率予測を、2011 年については 5 月発表時の 2.4%から 2.1%に、また来年に関しては 3.5%から 1.6%に下方修正した。

22 日●電力統制局によると、来年の電気料金引き上げ率は、家庭向け平均 3.4%、小規模企業向け 4.3%、大企業向け 6～6.6%程度となると発表。

23 日●チェコ経済新聞の報道によると、来年 1 月 1 日より施行される雇用法改正により、人材派遣会社は EU 圏外の労働者派遣が禁止されることになる。（出所：Hospodářské noviny、記者名：Miroslav Petr）

29 日●米コンサルティング会社・マーサーが発表した「2011 年世界生活環境調査」の都市ランキングで、プラハは 221 都市中 69 位で、東欧圏最高位を維持（ブダペスト＝73 位、リュブリアナ＝75 位、ビリニュス＝79 位、ワルシャワ＝84 位）。1 位はウィーン、以下チューリッヒ、オークランド、ミュンヘン、デュッセルドルフと続いている。日本の都市では東京が最高で 46 位であった。

●統計局によると、現在国内でインターネット接続を有する世帯の数は 250 万で、2006 年に比べ 2 倍増した。但し全世帯数に対する割合は 62%で、EU 平均（70%）を大幅に下回っている。